

運 行 管 理 規 程

制 定 令 和 年 月 日

一般貨物自動車運送事業

会 社 名

営 業 所 名

運 行 管 理 規 程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、運行管理者（以下「管理者」という。）の権限及び職務、並びに事業用自動車（以下「車両」という。）の運行の安全の確保に関する業務の処理基準を定めることにより的確かつ円滑に運行管理業務を行い、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

(管理者の選任等)

第 2 条 管理者の選任は、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから別表に示す数に従い代表者が任命するものとする。

2 管理者を同一営業所に 2 名以上選任する場合は、その業務を全般的に統括する管理者（以下「統括運行管理者」という。）を代表者が任命するものとする。

3 選任した統括運行管理者及び管理者並びに第 3 条に規定する補助者を選任する場合にあっては補助者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。

4 代表者は、統括運行管理者及び管理者を選任又は解任したときは、一週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出るものとする。

(補助者の選任等)

第 3 条 管理者の補助者を選任する場合は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が認定する基礎講習を修了した者のうちから代表者が任命するものとする。

(運行管理の組織)

第 4 条 運行管理の組織は、次のとおりとするものとする。

(1) 管理者は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。

(2) 統括運行管理者は、担当役員の指示その他により運行管理業務を統括するものとする。統括運行管理者以外の管理者については、それぞれの職務分担を明確にしておくものとし、統括運行管理者の指示に従い、その業務を遂行するものとする。

(3) 補助者は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする。

(4) 営業所と車庫が離れている場合は、管理者又は補助者が十分な管理を行える体制を樹立するものとする。

(5) 管理者は運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）に対し、法令、社内規則及び管理者又は補助者の指示を忠実に遵守させ、輸送の安全確保に努めさせなければならないものとする。

(6) 運行管理の指揮命令の系統は、別添組織図のとおりとするものとする。

(管理者及び補助者の勤務時間等)

第5条 管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、車両の運行中は必ず管理者又は補助者は、営業所で執務していなければならないものとする。

(管理者と補助者との関係)

第6条 管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の執行方法を明確に指示するものとする。

2 管理者は、補助者の行った運行管理業務を把握し、その処理した事項の責任を負うものとする。

3 管理者は、補助者に対する指導及び監督を行うものとする。

(整備管理者との連携)

第7条 管理者は、整備管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に連絡し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。

2 管理者は、乗務員より乗務途中又は乗務後に車両の異常について報告を受けた場合、適切な措置を講ずるよう直ちに整備管理者に連絡するものとする。

第2章 権限及び職務

(管理者の権限)

第8条 管理者は、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

2 管理者は、運行の安全確保に関する必要な事項を上長に助言することができるものとする。上長は、管理者からの助言があったときはこれを尊重するものとする。

(管理者の職務)

第9条 管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第20条に規定する事項及び本規程に定めるところに従い誠実公正にその職務を遂行しなければならないものとする。

(補助者の職務及び遵守事項)

第10条 補助者は、管理者が実施すべき運行管理業務のうち、次に掲げる補助的な行為について、管理者の指導及び監督のもと実施するものとする。

(1) 点呼に関する業務

(2) 運行計画に関する資料作成及び運転者への伝達行為

2 補助者が行う点呼については、当該営業所において実施する総回数の3分の2を超えてはならないものとする。

3 補助者が行う点呼において、次に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならないものとする。

- (1) 運転者が酒気を帯びている
 - (2) 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない
 - (3) 無免許運転
 - (4) 過積載運行
 - (5) 最高速度違反行為
- 4 補助者は、実施した運行管理業務について、速やかに管理者に報告するものとする。

第3章 業務の処理基準

- (選任運転者以外の運転禁止)
- 第11条 管理者は、運転者として選任された者以外の者に車両を運転させてはならないものとする。
- (運転者の確保)
- 第12条 管理者は、運行の安全を確保するために必要な員数の運転者を常に確保するよう努めるものとする。
- 2 管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力するものとする。
- (運転者台帳)
- 第13条 管理者は、営業所に所属する運転者について、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用するものとする。
- (1) 作成番号及び作成年月日
 - (2) 事業者の氏名又は名称
 - (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
 - (4) 雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日
 - (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期間
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、その条件
 - (6) 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故(第14条及び第24条(7)において「事故」という。)を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要
 - (7) 運転者の健康状態
 - (8) 安全規則第10条第2項に定める指導の実施及び適性診断の受診の状況
 - (9) 運転者台帳の作成前6ヶ月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真
- 2 運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該台帳に運転

者でなくなった年月日及び理由を記載のうえ、3年間保存しておくものとする。

(事故の記録)

第14条 管理者は、当該営業所に属する車両について事故が発生した場合には、これを適切に処理するとともに、次に掲げる事項について記録し、事故の再発の防止を図り、運行管理上の問題点の改善及び運転者の指導監督に資するものとする。

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 車両の自動車登録番号その他の当該車両を識別できる表示
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- (6) 事故の概要（損害の程度を含む。）
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

2 事故の記録は、当該営業所において3年間保存しておくものとする。

(乗務員に対する指導監督)

第15条 管理者は乗務員に対して、法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識や、運行の安全を確保するために必要な技能及び知識について、継続的かつ計画的に指導及び監督を行うものとする。

指導する場合は、国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号）に従い実施し、実施した日時、場所、内容及び実施者・受講者の氏名を具体的に記録し、かつ、その記録を使用した資料の写し等を添付して営業所に3年間保存するものとする。

2 死者又は負傷者を生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇い入れた者及び高齢（65歳）に達した者については、前項の国土交通大臣が告示で定めた指針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。

（ここでいう負傷者とは、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号（入院14日以上、医師の治療期間が30日以上 of 傷害等）、第3号（入院14日以上 of 傷害等）又は第4号（医師の治療期間が11日以上 of 傷害等）に掲げる傷害を受けた者をいう。）

3 管理者は乗務員に対して、車両に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、適切な指導をするものとする。

(過積載の防止)

第16条 管理者は、過積載による運送を前提とする車両の運行計画を作成してはならないものとする。

2 管理者は従業員に対して、過積載の防止に関する適切な指導及び監督を行うものと

する。

(貨物の積載方法)

第17条 管理者は従業員に対して、偏荷重が生じないように積載し、貨物が運搬中に荷崩れ等により車両から落下することを防止するため、貨物にロープを掛けること等必要な措置を講ずるよう指導及び監督を行うものとする。

(点呼の実施)

第18条 管理者は、品位と規律を保ち、第19条及び第20条並びに第21条の規定により厳正な点呼を行うものとする。

- 2 第19条及び第20条並びに第21条の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認するほか、運転者の所属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行うものとする。対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者にアルコール検知器を携行させ、当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法で報告させるものとする。
- 3 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が行うものとする。
- 4 管理者は、点呼の実施結果の記録を、記載の日から1年間保存しておくものとする。

(遠隔点呼)

第18条の2 代表者、管理者は、第19条、第20条、第21条の点呼を遠隔点呼により実施する場合、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 遠隔点呼機器の機能、設置施設及び環境は、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示」(令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という)の要件に適合したものであること。
- (2) 遠隔点呼を行う管理者は、地理情報及び道路交通情報等、車両の運行の業務を遂行するために必要な情報を有すること。
- (3) 遠隔点呼を行う管理者は、面識のない運転者に対し遠隔点呼を行う場合は、あらかじめ当該運転者と対面又は映像と音声の送受信により通話をすることができる方法で面談する機会を設け、次に掲げる事項について確認を行うこと。

イ 運転者の顔の表情

ロ 運転者の健康状態

ハ 運転者の適性診断の受診の結果

ニ その他遠隔点呼を実施するために必要な事項

- (4) 遠隔点呼を行う管理者は、遠隔点呼を遺漏なく行うため、運行中の車両の位置の把握に努めること。
- (5) 遠隔点呼を行う管理者は、遠隔点呼を受ける運転者の携行品の保持状況又は返却状況を確認すること。
- (6) 遠隔点呼を行う管理者は、運転者が車両の運行の業務に従事することができない

と判断した場合、直ちに当該運転者の属する営業所の管理者に連絡すること。

(7) 前号の場合にあつては、代表者は、遠隔点呼を行う管理者が車両の運行の業務に従事することができないと判断した運転者の属する営業所において、代替措置を講じることができる体制を整えること。

(8) 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあつては、遠隔点呼を受ける運転者が属する営業所の管理者による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。

(9) 他の事業者との間で遠隔点呼を行う場合は、当該遠隔点呼の実施に当たり、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第29条第1項（第35条第6項及び第37条の2第3項において準用する場合を含む。）の許可を要する受委託契約について、事業者と当該他の事業者との間において、あらかじめ当該許可を受けていること。

(10) 代表者は、管理者、補助者及び運転者（以下この号において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等、運転者の体温及び血圧その他の個人情報の取扱いについて、あらかじめ対象者から同意を得ること。

(11) 遠隔点呼を行う管理者は、運転者が従事する運行の業務に係る車両内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所にいる運転者に対して遠隔点呼を行うときは、あらかじめ当該運転者を選任している代表者が定めた場所で遠隔点呼を受けていることを、映像により確認すること。また、点呼の記録に、あらかじめ定めた点呼実施場所について、以下のとおり記録すること。

（例）〇〇県××市△△（実施場所概要：車内、宿泊施設名等）

(12) 運転者が遠隔点呼等のみを受け、当該運転者が属する営業所の管理者から長期間対面点呼を受けない場合は、1か月に1回以上、管理者が当該運転者と対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該運転者に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の遵守等について指導すること。

(13) 遠隔点呼実施時に運転者の健康状態を確認する際、遠隔点呼実施時の運転者の体温、血圧等の測定結果を平時の測定値と比較し、運転者の顔の表情や話し方、当該運転者からの自己申告の内容から総合的に健康状態が判断すること。

(14) 点呼告示第5条第8号の機能によって電磁的方法により記録され、遠隔点呼実施地点間で共有された事項について、遠隔点呼を受けた運転者が属する営業所管理者は、当該遠隔点呼の実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、上記共有事項について確認すること。

(15) (6) の連絡及び(7) の体制の整備がなされるよう、遠隔点呼実施地点間の管理者の間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えること。

(16) 代表者は、本条に明記した遠隔点呼の実施に係る遵守事項について、管理者、補助者、運転者その他の関係者に周知すること。

2 遠隔点呼を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する10日前までに、遠

隔点呼実施営業所および被遠隔点呼実施営業所を管轄する運輸支局長に、必要な事項を記載した届出書を提出するものとする。提出した届出書の記載内容を変更しようとするときは、変更の実施に先立ち、または終了しようとするときは遅滞なく、届出書を提出するものとする。

(業務前自動点呼)

第18条の3 代表者、管理者は、第19条の点呼を業務前自動点呼により実施する場合、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 自動点呼機器の機能、設置施設及び環境は、点呼告示の要件に適合したものであること。
- (2) 代表者は、業務前自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について管理者及び運転者その他の関係者に対して適切に教育及び指導を行うこと。
- (3) 代表者は、運転者の属する営業所又は当該営業所の車庫において業務前自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務前自動点呼が行われることを防止するため、業務前自動点呼機器が業務前自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。
- (4) 代表者は、業務前自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。
- (5) 管理者は、運転者ごとに、あらかじめ業務前自動点呼の実施予定を業務前自動点呼機器に入力し、業務前自動点呼の実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。
- (6) 業務前自動点呼を実施する予定時刻から代表者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (7) 代表者は、運転者が携行品を確実に携行したことを確認できる体制を整備すること。
- (8) 代表者は、管理者及び運転者の間で早急に報告する必要がある事項については、業務前自動点呼の実施にかかわらず、両者間で速やかに報告するよう指導すること。
- (9) 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (10) 運転者が安全な運転をすることができないおそれがあると業務前自動点呼機器によって判定された場合は、管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (11) 日常点検の結果に異常が認められた場合、管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (12) 業務前自動点呼機器の故障等により業務前自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務前自動点呼を受ける運転者の属する営業所の管理者による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。

(13) 代表者は、運転者の識別に必要な生体認証符号等や健康状態に係る測定結果等の取扱いについて、あらかじめ、運転者の同意を得ること。

(14) 業務前自動点呼を行う管理者は、運転者が従事する運行の業務に係る車両内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所において運転者が業務前自動点呼を受ける場合にあっては、あらかじめ当該運転者を選任している代表者が定めた場所で業務前自動点呼を受けていることを、当該業務前自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認すること。また、点呼の記録に、あらかじめ定めた点呼実施場所について、以下のとおり記録すること。

(例) ○○県××市△△(実施場所概要：車内、宿泊施設名等)

(15) 運転者が自動点呼等のみを受け、当該運転者が属する営業所の管理者から長期間対面点呼を受けない場合は、1か月に1回以上、管理者が当該運転者と対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該運転者に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の遵守等について指導すること。

(16) 業務前自動点呼を行う前までに、運転者の平時の体温及び血圧の値を10日分程度取得し、業務前自動点呼実施時における当該運転者の平時の値を把握すること。なお、当該値については、安全規則第3条第6項に基づく健康状態の把握等により定期的に確認し、随時見直すこと。

(17) 代表者は、本条に明記した業務前自動点呼の実施に係る遵守事項について、管理者、補助者、運転者その他の関係者に周知すること。

2 業務前自動点呼を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する10日前までに、業務前自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長に、必要な事項を記載した届出書を提出するものとする。提出した届出書の記載内容を変更しようとするときは、変更の実施に先立ち、または終了しようとするときは遅滞なく、届出書を提出するものとする。

(業務後自動点呼)

第18条の4 代表者、管理者は、第20条の点呼を業務後自動点呼により実施する場合、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 自動点呼機器の機能、設置施設及び環境は、点呼告示の要件に適合したものであること。

(2) 代表者は、業務後自動点呼機器の使用方法、故障時の対応について管理者、運転者その他の関係者に対して適切に指導教育すること。

(3) 代表者は、運転者の属する営業所又は当該営業所の車庫において業務後自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、業務後自動点呼に用いる自動点呼機器が業務後自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。

(4) 代表者は、業務後自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。

- (5) 管理者は、運転者ごとに、あらかじめ業務後自動点呼の実施予定を業務後自動点呼機器に入力し、業務後自動点呼の実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。
- (6) 業務後自動点呼を実施する予定時刻から代表者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (7) 代表者は、運転者が携行品を確実に返却したことを確認できる体制を整備すること。
- (8) 代表者は、管理者及び運転者の間で早急に報告する必要がある事項については、業務後自動点呼の実施にかかわらず、両者間で速やかに報告するよう指導すること。
- (9) 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (10) 業務後自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務後自動点呼を受ける運転者の属する営業所の管理者による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。
- (11) 代表者は、運転者の識別に必要な生体認証符号等の取扱いについて、あらかじめ、運転者の同意を得ること。
- (12) 業務後自動点呼を行う管理者は、運転者が従事する運行の業務に係る車両内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所において運転者が業務後自動点呼を受ける場合にあっては、あらかじめ当該運転者を選任している代表者が定めた場所で業務後自動点呼を受けていることを、当該業務後自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認すること。また、点呼の記録に、あらかじめ定めた点呼実施場所について、以下のとおり記録すること。

(例) ○○県××市△△(実施場所概要：車内、宿泊施設名等)

- (13) 運転者が自動点呼等のみを受け、当該運転者が属する営業所の管理者から長期間対面点呼を受けない場合は、1か月に1回以上、管理者が当該運転者と対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該運転者に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の遵守等について指導すること。
- (14) 代表者は、本条に明記した業務後自動点呼の実施に係る遵守事項について、管理者、補助者、運転者その他の関係者に周知すること。

2 業務後自動点呼を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する10日前までに、業務後自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長に、必要な事項を記載した届出書を提出するものとする。提出した届出書の記載内容を変更しようとするときは、変更の実施に先立ち、または終了しようとするときは遅滞なく、届出書を提出するものとする。

(業務前点呼)

第19条 管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、運行の安全を確保するた

め、次の各号により対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）で業務前点呼を行うものとする。

- (1) 原則として、個人別に行うこと。
 - (2) 出発前15分以内に行うこと。
 - (3) 営業所の定められた場所で行うこと。
 - (4) 日常点検の結果に基づく運行可否の確認をすること。
 - (5) 酒気帯びの有無を確認すること。
 - (6) 運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、睡眠不足、その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装を観察して乗務の適否を決定すること。
 - (7) 酒気を帯びている状態であることが確認され、又は健康状態が運転に不適切と認められ、もしくはその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
 - (8) 運行する道路状況、天候、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況等に照らして運行の安全に必要な指示及び注意を行うこと。
 - (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書その他業務上定められた帳票、必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、乗務記録・運行記録紙・運行指示書等の用紙を運転者に渡すこと。
 - (10) その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。
- 2 管理者は、業務前点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引き継ぎを確実にを行うものとする。
- (1) 点呼執行者名
 - (2) 運転者名
 - (3) 運転者の乗務に係る車両の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 - (4) 点呼日時
 - (5) 点呼方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - ロ 対面でない場合は具体的方法
 - (6) 酒気帯びの有無
 - (7) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
 - (8) 日常点検の状況
 - (9) 指示事項
 - (10) その他必要な事項
- (業務後点呼)

第20条 管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面（運行上やむ

を得ない場合は電話その他の方法)で業務後点呼を行うものとする。

- (1) 帰着後、速やかに行うこと。
 - (2) 営業所の定められた場所で行うこと。
 - (3) 酒気帯びの有無を確認すること。
 - (4) 車両、道路及び運行の状況について報告を受けること。
 - (5) 運行の安全を確保するため必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。
 - (6) 乗務記録その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し収受すること。
 - (7) 原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと。
 - (8) 他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対し車両、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること。
- 2 管理者は、業務後点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引き継ぎを確実にを行うものとする。
- (1) 点呼執行者名
 - (2) 運転者名
 - (3) 運転者の乗務に係る車両の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 - (4) 点呼日時
 - (5) 点呼方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - ロ 対面でない場合は具体的方法
 - (6) 酒気帯びの有無
 - (7) 車両、道路及び運行の状況
 - (8) 交替運転者に対する通告
 - (9) その他必要な事項
- 3 管理者は、業務後点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理するものとする。

(中間点呼)

第21条 管理者は、業務前及び業務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、安全規則第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項(酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足、その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無)について報告を求め、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならないものとする。

2 管理者は、中間点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理

者が交替するときは引き継ぎを確実に行うものとする。

- (1) 点呼執行者名
- (2) 運転者名
- (3) 運転者の乗務に係る車両の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 点呼日時
- (5) 点呼方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - ロ 具体的方法
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- (8) 指示事項
- (9) その他必要な事項

(アルコール検知器の有効保持)

第22条 管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持するため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき適切に使用し、保守・管理するとともに、次により定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならないものとする。

- (1) 毎日（アルコール検知器を運転者に携行させる場合は、出発前。（2）について同じ）確認する事項
 - イ アルコール検知器の電源が確実に入ること。
 - ロ アルコール検知器に損傷がないこと。
- (2) 1週間に1回以上確認する事項
 - イ 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
 - ロ 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

(過労防止の措置)

第23条 管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労にならないようにするため、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において運転者の乗務割を作成し、これに基づき車両に乗務させるものとする。

なお、乗務員の勤務時間及び乗務時間は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める基準（平成13年国土交通省告示第1365号）に適合するものでなければならないものとする。

2 管理者は、乗務員の休憩、睡眠に必要な施設を適切に管理し、衛生、環境に留意す

る等、常に清潔に保っておくものとする。

- 3 管理者は、酒気を帯びた状態（道路交通法の取り扱いに係わらず、アルコール検知器で検知された場合をいう。）にある乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。
- 4 管理者は、疾病、疲労、覚せい剤等薬物の服用、異常な感情の高ぶり及び睡眠不足等により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。
- 5 管理者は、長距離輸送、夜間運行等のため交替する運転者の乗務に係る道路及び運行の状況について通告し、配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に指示するものとする。
- 6 管理者は、乗務員に対して会社の定める運行途中の休憩、睡眠等の場所及びそれぞれの時間を指示するものとする。
- 7 運転者が「一の運行」における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船した場合の休息期間を除く。）は144時間を超えてはならないものとする。

（業務の記録）

第24条 管理者は、業務前点呼の際に運転者に対して、業務の記録のための用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、業務後点呼の際にこれを提出させるものとする。

- （1）運転者の氏名
- （2）乗務した車両の自動車登録番号その他の当該車両を識別できる表示
- （3）乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- （4）運転を交替した場合は、その地点及び日時
- （5）休憩又は睡眠をした場合は、その地点及び日時
- （6）車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合は、貨物の重量又は個数及び貨物の荷台等への積付状況等
- （7）荷主の都合により集貨又は配達を行った地点で待機した場合にあっては、次に掲げる事項（待機時間30分未満の場合は記録の省略可）
 - イ 集貨地点等
 - ロ 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合は、当該日時
 - ハ 集貨地点等に到着した日時
 - ニ 集貨地点等における積込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時
 - ホ 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合は、附帯業務の開始及び終了の日時

ヘ 集貨地点等から出発した日時

(8) 集荷地点等で、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。）は、次に掲げる事項（前号に該当する場合は、イ及びロに掲げる事項を除く。）

イ 集荷地点等

ロ 荷役作業等の開始及び終了の日時

ハ 荷役作業等の内容

ニ イからハまでに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合は、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合は、その旨

(9) 事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因

(10) 運行途中において、運行指示書の携行が必要な運行を行うことになった場合には、その指示の内容・指示のあった日時・指示者名

2 管理者は、前項の記録（以下「業務の記録」という。）の内容を分析し、運転者に対し必要な指導を行うものとする。

3 管理者は、業務の記録を記録の日から1年間保存しておくものとする。

（運行記録計による記録）

第25条 管理者は、道路運送車両の保安基準第48条の2の基準に適合する運行記録計を備えた車両に運転者が乗務する場合は、業務前点呼の際に前条の業務の記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙（以下「記録用紙」という。）を交付し、業務後点呼の際にこれらの記録した用紙を提出させるものとする。

2 管理者は、記録内容を分析し、運行の状況を把握するとともに、異常の認められる記録については、当該運転者に対し事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行うものとする。

3 管理者は、法令により運行記録計による記録が義務付けられている車両であって、記録計の故障により記録ができない車両を運行させてはならないものとする。

4 管理者は、記録用紙を記録の日から1年間保存しておくものとする。

（運行指示書による指示等）

第26条 管理者は、業務前及び業務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に携行させるものとする。

(1) 運行の開始及び終了の地点及び日時

(2) 乗務員の氏名

(3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時

(4) 運行に際して注意を要する箇所の位置

- (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
 - (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
 - (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項
- 2 管理者は、前項に規定する運行の途中において、同項（1）又は（3）に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項（4）から（7）までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容・指示を行った日時・指示者名を記載させるものとする。
- 3 管理者は、第1項に規定する運行以外の運行の途中において、運転者に第21条第1項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第1項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行い、乗務記録にその指示の内容・指示を行った日時・指示者名を記載させるものとする。
- 4 管理者は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存しておくものとする。

（事故発生時の措置）

第27条 管理者は、乗務員に対して車両の運行中事故が発生した場合に対処するため、次の各号に掲げる事項について、周知徹底しておくものとする。

- (1) 負傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。
 - (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること。
 - (3) 警察官に報告し、指示を受けること。
 - (4) 管理者に緊急連絡し、指示を受けること。
- 2 管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置するものとする。
- (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう指示すること。
 - (2) 軽微な事故を除き、現場に急行する等発生状況及び原因等を調査すること。
 - (3) できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
 - (4) 現場において貨物の運送の継続又は返送の措置をするとともに、代替輸送が必要なときは、その措置を講ずること。
 - (5) 貨物の保全を期すること。
 - (6) 重大な事故のときは、直ちに上長に報告し、その措置について指示を受けること。
 - (7) 関係者と折衝し、以降の処置について打合わせること。
- 3 管理者は、前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生の場所に最も近い営

業所に応援を求めることができるものとする。

(事故防止対策)

第28条 管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 事故(軽微な事故を含む。)については、その内容、原因等を記録して資料(カラー写真等)を整理しておくこと。
- (2) 道路、交通、事故状況等に関する情報(ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他)を整理し、速やかに事故防止対策を樹立すること。
- (3) 管理者は乗務員等に対して、自動車事故報告規則第5条の事故警報が発令された場合には、その警報による事故防止対策の措置を講ずること。

(異常気象時等の措置)

第29条 管理者は、異常気象時等について、次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生ずるおそれのある場合に対処するための具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底しておくこと。
- (2) 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくこと。
- (3) ラジオ、テレビ等の気象情報・災害情報等に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等、所定の措置を講ずること。
- (4) 運行車両との緊急連絡体制を確立しておくこと。

(危険物等の輸送上の措置)

第30条 管理者は、輸送貨物が危険・有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により事故防止の措置を講ずるものとする。

- (1) 乗務員は危険物等の取扱いの資格のある者のうちから割当て、出発前に経路、積載量、積載方法及び運行速度等について安全運行を考慮のうえ注意を与え、当該積載物の取扱方法等を記載した書類がある場合にはこれを携行させること。
- (2) 配車に当たっては整備管理者に連絡をとり、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているか否かを確認するほか、輸送上の危険防止の措置を講ずること。

(保安基準緩和車両等の運行上の措置)

第31条 管理者は、保安基準緩和認定車両及び制限外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項について措置を行うものとする。

- (1) 運行に際しては、必要に応じて関係官公庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう指示すること。
- (2) 前号の許可を受けた運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること。
- (3) 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造及び重量、高さの限界等を事

前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともに、これを指示すること。

第4章 研修

(研修)

第32条 管理者及び補助者は、その職務遂行上、必要な知識及び実務について、運輸支局長等が行う研修及び社内研修を受けるものとする。

2 管理者及び補助者は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の習得に努めなければならないものとする。

- (1) 車両の運転に関すること。
- (2) 車両の構造・装置及び取扱い等に関すること。
- (3) 貨物の積載及び固縛方法等に関すること。
- (4) 積載物品の性状、特に、危険・有害物の物理・化学的性状及び取扱い等に関すること。
- (5) 運転者の健康管理に関すること。
- (6) 事故の場合の応急救護、二次事故の防止措置に関すること。
- (7) 道路の構造及び簡単な地質、地盤の強度に関すること。
- (8) 運行計画作成の知識、技能に関すること。
- (9) 気象情報に関すること。
- (10) 非常信号用具、消火器等車両の備え付け器具の取扱いに関すること。
- (11) 運転者の運転適性診断に関すること。
- (12) 道路交通関係の法令に関すること。
- (13) 自動車損害賠償責任保険に関すること。
- (14) その他必要な知識（関係法令等）

附 則

(実施の期日)

本規程は、令和 年 月 日から実施する。

別 表

運行管理者の選任者数（第2条関係）

事業用自動車の車両数（被けん引車を除く）	運行管理者数
29 両まで	1 人以上
30 両～59 両まで	2 人以上
60 両～89 両まで	3 人以上
90 両～119 両まで	4 人以上
120 両～149 両まで	5 人以上
150 両～179 両まで	6 人以上
180 両～209 両まで	7 人以上

以下、車両数が 30 両増すごとに、運行管理者 1 名を加算する。

運行管理の組織図（第4条関係）

